

報告第1号「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」に係る 市長報告

(平成20年第1回市議会臨時会)

「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」に関しましては、昨年11月9日の全員協議会、11月16日の市議会臨時会、12月3日、12月20日の市議会本会議の市長報告と、機会を設けていただきましたことに心から感謝申し上げますとともに、何度も開く事態になりましたことを深くお詫び申し上げます。

昨年の12月20日の市長報告以降の経過につきまして、ご報告申し上げます。

平成19年12月18日に東久留米市監査委員より「平成19年度随時監査の結果について」提出がありました「随時監査報告書」につきましては、既に、ご配布させていただいたとおりでございますが、私は、昨年の12月20日の市長報告におきまして「本随時監査の報告を真摯に受け止め、市議会の皆様、市民の皆様との信頼関係の回復に全力で当たって参ります」と申し上げたところでございます。

具体的には、原因の究明と再発防止策を検討するため、庁内に「不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会」を設置し検討すること。関係する職員につきましては「東久留米市職員懲戒分限審査委員会」の答申に基づき対応したいこと。私と副市長の責任につきましては、「不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会」の結論及び「東久留米市職員懲戒分限審査委員会」の答申等を待って責任を明らかにしたいこと。また、何らかの形で公表をしたいことなどを申し上げてまいりました。

1点目の原因の究明と再発防止策についてでございます。「不適正な事務執行に係る再発防止検討委員会」から「不適正な事務執行に係る再発防止検討報告書」が、平成20年2月13日に提出されました。

報告書は、皆様にご配布のとおりでございますが、概要を申し上げさせていただきますと、「不適正な事務執行が発生した原因」では、事業執行の適正な進行管理がなされていないこと、文書事務や契約事務等における基本的な認識と知識の欠如、地方公共団体としての情報公開・説明責任という責務に対する認識の欠如などが挙げられております。

また、「再発防止への取組み」では、「コンプライアンスの推進」を挙げ、改めて基本に立ち戻る事が求められております。「組織運営の見直し」の点では、事務・事業の適正な執行を図るため、各職場での事務執行の基本を再認識する場を設けることやトップマネージメントが求められております。

私は、本報告書を真摯に受け止め、改めて日常業務から基礎、基本に立ち戻って執行する体制を構築し、市議会並びに市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

◎具体的に申し上げますと、本臨時会終了後、今回の「東久留米市南沢地区地区計画策定業務報告書」に関する顛末と今後の事務執行について、職員に直接、話しをすることにしております。また、市の重要施策・事業や私が指定する事項につきましては、直接進行管理をする場を設けてまいります。

○法令遵守という点では、3月に全職員を対象にした「コンプライアンスに関する研修」を行うことにしております。さらに、「文書事務の手引き」を全職員に配布し、基礎・基本を改めて確認するとともに、日常的に文書事務の基本に立ち戻って職務を遂行するよう徹底を図ります。

職員の関係でございますが、「東久留米市職員懲戒分限審査委員会」の委員長職務代理者より平成20年2月14日に答申がございましたので、その答申を踏まえ本日処分を行いました。処分の内容でございますが、都市建設部・課長は減給10分の1、3ヶ月、同課長補佐は減給10分の1、2ヶ月でございます。また、公表基準には該当しない懲戒処分以外の処分者が1名でございます。

これらを踏まえまして、市長、副市長の責任を明らかにするため、「東久留米市特別職の給料の特例に関する条例」を提出させていただきました。内容でございますが、市長の給料を100分の70、2ヶ月、副市長の給料を100分の70、3ヶ月とするものでございます。

これらのことにつきましては、広報紙等を通じて公表してまいります。

なお、東久留米市監査委員から、「平成19年度随時監査報告書」で意見としてご指摘のありました「3次元G I S画像データの作成、P a s C A Lへのセットアップに要する経費に相当する金額42万円」に対する措置でございますが、当該業者と確認書を取り交わし、2月末日までに支払うということが確認されております。

改めまして、市議会の皆様、市民の皆様に大変ご迷惑をお掛けいたしましたこと、信頼関係を損ねましたことを、市長として深くお詫び申し上げますとともに、信頼関係の回復に全力で取り組んでまいります。

以上、ご報告申し上げます。